

事務連絡
令和4年2月28日

一般社団法人 日本医療法人協会 御中

厚生労働省
新型コロナウイルス感染症対策推進本部物資班

医療用物資の備蓄品の売却について

平素は、新型コロナウイルス感染症対策の推進に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療用物資（サージカルマスク、N95 マスク（DS2 マスク等を含む。）、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋をいう。以下同じ。）については、令和2年3月以降、医療現場で需給が逼迫したため、国として調達し、都道府県を通じて医療機関に無償で配布してまいりました。その後、医療機関の需給状況が改善したため、現在では、必要な備蓄を計画的に確保する対応を実施しています。

国の医療用物資の備蓄は、輸入途絶や需給逼迫の再発生に備え、医療従事者・国民の生命健康を守るため、医療機関、生産・輸入業者、販売業者（卸業者）といった全ての関係者や国民にとっての公的基盤として、今後も必要なものと考えております。

このため、今後においても国として継続的に備蓄を確保するため、新たな調達を行っていくとともに、備蓄の入替えとして売却放出を、下記により実施していくこととしております。

この売却放出は、国の医療用物資の備蓄のうち、使用期限切れまで1年程度の製品等を対象に実施して、その有効活用を図るものです。

売却は一般競争入札の仕組みにより行うこととしているため、国から直接購入する（応札する）のは入札参加資格を有する事業者（販売業者等）と想定しており、購入を希望する医療機関等は、販売業者等に、国の売却製品を取り扱っているか否かや、販売業者等からの購入条件などの相談、購入の申込み等を行って、販売業者等から購入することを想定しています。一般競争入札を通じて、国から販売業者等に適正な価格で売却放出を実施していくこととしております。

貴団体におかれましては、別紙資料もご参照の上、上記売却の趣旨等についてご了知くださるようお願いするとともに、貴団体所属の各会員、各医療機関等に周知をいただき、今後、令和4年度において、非滅菌手袋の試行的売却を始め、国が医療用物資の備蓄品の売却を実施する際、各医療機関等における、購入に係る検討や、国から備蓄品を直接買い受ける販売業者等への購入の申込み等の対応が進むよう、お取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

今後とも、新型コロナウイルス感染症対策の推進にご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 売却の趣旨

医療用物資については、令和 2 年 3 月以降、医療現場で需給が逼迫したため、国として調達し、都道府県を通じて医療機関に無償で配布を実施。医療用物資が不足する緊急事態において医療体制を確保し、医療従事者・国民の生命健康を守る役割を担ってきた。

国の医療用物資の備蓄は、輸入途絶や需給逼迫の再発生に備え、医療従事者・国民の生命健康を守るため、医療機関、生産・輸入業者、販売業者（卸業者）といった全ての関係者や国民にとっての公的基盤として、今後も必要なものと考えている。

このため、今後においても国として継続的に備蓄を確保するため、新たな調達を行っていくとともに、備蓄の入替えとして売却放出を実施する。国の医療用物資の備蓄のうち、使用期限切れまで 1 年程度の製品等を対象に売却を実施して、その有効活用を図る。

2 売却の今後の進め方

国の医療用物資の売却については、令和 4 年度から新たに実施するものであるため、まずは、本年 6 月頃に、非滅菌手袋の備蓄品について、先行して、試行的に売却を実施し、その検証等を経て、令和 4 年度下期に、各種の医療用物資の備蓄品の売却を実施する。

3 非滅菌手袋の試行的売却の具体的内容、手続等

本年 6 月頃予定の非滅菌手袋の試行的売却では、使用期限切れまで 1 年又は 2 年程度の製品（30～40 製品）を売却対象に、1 億双程度を売却することを検討している。

売却予定製品等の具体的な内容や国の売却手続、医療機関等での具体的な購入方法等については、今後、本年 4 月頃に周知をさせていただく予定としている。